

令和4年度第3回児童福祉専門分科会

次 第

日 時：令和5年1月13日（金）
午後3時00分～
場 所：大手公民館2階 大会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 松本市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（案）について
- (2) 教育・保育施設の施設類型の変更及び利用定員の設定について（協議事項）
- (3) 重層的支援体制構築に係る他機関協働及び生活支援のあり方について
- (4) その他

3 閉 会

松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日

名 前	所 属 等	備 考
平林 優子	信州大学医学部保健学科教授	会長
内藤 美智子	松本短期大学幼児保育学科教授	副会長
藤沢 広信	松本児童相談所	
海野 暁光	私立保育園・認定こども園	
岡野 尚子	松本市私立幼稚園連盟	
赤羽 秀明	松本市小学校校長会	
山本 侑一郎	児童館長代表	
加藤 慎介	松本市PTA連合会	
渋谷 洋介	松本市保育園保護者会連盟	
福地 健司	松本市学童保育連絡協議会	
倉田 美智子	松本市民生児童委員協議会	
久保田 由美	公募委員	

松本市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～6年度

中間見直し

松 本 市

令和5年 月

目 次

I	計画見直しの趣旨	P 2
II	中間評価・見直しの方法	
1	国が示した見直しの考え方	P 2
2	松本市の見直しの考え方	P 2
3	見直しのスケジュール	P 3
III	中間評価の結果	
	基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供	P 4
	基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実	
	○ 利用者支援事業（健康づくり課・こども育成課）	P 6
	○ 地域子育て支援拠点事業（こども育成課）	P 8
	○ 妊婦健康診査（健康づくり課）	P 9
	○ 乳児家庭全戸訪問事業（こども福祉課）	P 10
	○ 養育支援訪問事業（健康づくり課）	P 11
	○ 子育て短期支援事業（こども福祉課）	P 12
	○ ファミリー・サポート・センター事業（こども育成課）	P 13
	○ 一時預かり事業（こども育成課・保育課）	P 14
	○ 延長保育事業（保育課）	P 16
	○ 病児・病後児保育事業（こども育成課）	P 17
	○ 放課後児童健全育成事業（こども育成課）	P 18

I 計画見直しの趣旨

我が国では、出生率の低下や晩婚化により急速に少子化が進むとともに、共働き世帯の増加や核家族化の進展により、子どもを取り巻く環境が著しく変化し、保育等をはじめとする子育て支援への需要が急速に高まっています。

そのような中、本市では、質の高い教育・保育、子育て支援策を維持・向上させ、もって超少子高齢型人口減少社会に対応していくため、令和2年3月に「松本市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～6年度）を策定しました。

ここでは、「質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」「地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進」を基本目標として掲げ、令和2年度からの2年間、この目標に基づく施策を展開してきました。

本計画の推進にあたっては、計画の中間年に当たる令和4年度に、当初想定したサービスの見込量や確保方策等の検証を行い、必要に応じて計画の中間見直しを行うこととしていましたので、このたび、令和2年度及び令和3年度の実績を踏まえ、各事業の質・量両面の更なる充実に向けて、市民ニーズに対応できるよう見直しを行うものです。

II 見直しの方法

1 国が示した見直しの考え方

国は、令和4年3月に、計画の中間年の見直しのための考え方を示しており、ここでは、実績値と量の見込みに10%以上のかい離がある場合には原則として見直しが必要となるとしています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、平常時の実績の想定が困難であり、見直しを行う必要がなく、次期計画策定時に見直しを行うことも可能としています。

ただし、実際にどのような方法で見直しを行うかは、市町村が開催する「子ども・子育て会議」等の議論を経て、各自治体において適切に判断することとされています。

2 松本市の見直しの考え方

本市では、この国の見直しの考え方を基本としつつ、事業毎の実績や本市独自の状況などを踏まえ、令和2年度及び3年度のサービスの量の見込み及び確保方策について点検を行い、当会議の議論を経たうえで、必要に応じて修正を行います。

なお、現計画は、平成30年度に実施したニーズ調査に基づき策定されており、来年度、次期計画策定に向けてのニーズ調査を予定していることなどから、今回の中間見直しにおいては、大きな方針転換は行わず、量の見込みの修正を中心に見直しを行い、次期計画策定の際に、調査結果を踏まえて詳細な検討を行うこととします。

3 見直しのスケジュール

令和4年

6月29日（水）

第1回会議

各課から各事業の実績報告・中間見直し案の提示

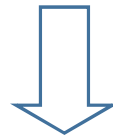


各委員からの意見集約

10月14日（金）

第2回会議

委員の意見に基づく修正案の提示



委員の意見に基づく修正案の調整

令和5年

1月13日（金）

第3回会議

事業計画中間見直し案の決定



2月14日（火）

見直し計画の策定・公表

4月 1日～

見直し計画の施行

Ⅲ 中間評価の結果

<基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供>

1 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進

○ 1号認定（幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用者）

（各年4月1日時点の人数）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,952	1,891	1,831	1,770	1,709
確保方策	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376
実績(B)	1,953	1,840	1,812	-	-
差(B)-(A)	1	▲ 51	▲ 19	-	-

(1) これまでの取組み

1号認定は、満3歳以上で幼稚園等での教育を希望する子どもが対象となります。人口減少の中、当初見込んでいた人数と概ね、同数となっています。

ただし、減少傾向は顕著であり、今後もこの傾向が続くことが予想されます。

(2) 今後の課題

在園児減少の中、特に公立幼稚園3園を運営する本市では、公立幼稚園のあり方について検討を行う必要があります。

(3) 量の見込方法及び確保方策の見直し (人)

区分	令和5年度(当初)	令和5年度(修正後)	令和6年度(当初)	令和6年度(修正後)
量の見込み	1,770	1,770 (±0)	1,709	1,709 (±0)
確保方策	2,376	2,376 (±0)	2,376	2,376 (±0)

量の見込については、現状、当初見込んだ量と比べ、大きな乖離はなく、変更の必要はないと考えます。また、確保方策については、現状を維持したうえで、公立幼稚園の今後のあり方については次期計画までに検討を行います。

(4) 今後の取組み

公立幼稚園のあり方についてはあらゆる選択肢を含めて検討します。

○ 2号・3号認定の利用者等

（各年4月1日時点の人数）

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	0歳	1~2歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳
量の見込み	164	1,637	3,894	159	1,689	3,831	153	1,783	3,771	150	1,782	3,709	145	1,824	3,646
確保方策	164	1,586	3,947	159	1,689	3,897	158	1,744	3,847	160	1,789	3,797	160	1,841	3,747
入園申請数	161	1,486	4,064	131	1,500	3,950	157	1,457	3,911	-	-	-	-	-	-
認可入所	136	1,347	4,061	126	1,461	3,950	153	1,410	3,909	-	-	-	-	-	-
認可外	2	14	0	3	6	0	1	4	0	-	-	-	-	-	-
待機者	23	125	3	2	33	0	4	47	2	-	-	-	-	-	-

* 認可外の入所者数は、企業主導型認可外保育施設の実績です。

* 待機者は、潜在的を含む待機児童人数です。

(1) これまでの取組み

- ア 保育士不足解消のため、公立保育園の正規職員の増員を行いました。
- イ 公立保育園の会計年度保育士について、経験年数に応じた発令を行うこと、雇用年限の廃止などの処遇改善を図りました。(経験年数6年目で副担当保育士に、同9年目で担当保育士に発令し、段階的に報酬を増額しています。)
- ウ 令和4年度より、新たな雇用区分として、補助保育士を導入し、限定的な勤務時間・業務内容の職員を雇用しました。
- エ 国の補助金を活用し、私立園、公立園の一部の給与改善を令和4年2月より実施しました。
- オ 小規模保育施設の開所、幼稚園・認可外保育施設の認定こども園化を積極的に推進しました。

(2) 今後の課題

- ア 保育士不足が課題となっていますが、これまで実施した処遇改善の効果等を検証し、対応していくことが重要と考えます。
- イ 年度当初の入園はもちろんです。途中入園においては年度当初より厳しい状況です。計画した確保方策の実施が必要です。
- ウ 事業計画策定時に、新型コロナウイルス感染症による影響は検討されていません。今後の状況変化に注意が必要です。
- エ 待機児童対策を継続しながら、多様化する子育て環境のニーズにあわせて施策を検討する必要があります。

(3) 量の見込方法及び新たな確保方策について

(人)

区分	令和5年度			令和6年度		
	0歳	1~2歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳
量の見込み	150	1,782	3,709	145	1,824	3,646
修正(増減)	150(±0)	1,782(±0)	3,709(±0)	145(±0)	1,824(±0)	3,646(±0)
確保方策	160	1,789	3,797	160	1,841	3,747
修正(増減)	160(±0)	1,789(±0)	3,797(±0)	160(±0)	1,841(±0)	3,747(±0)

- ア 量の見込みについては、計画策定時の量の見込みより減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響も大きいと考えます。量の見込み、確保方策の見直しは行わず、保育士の確保に努めます。
- イ 保育園に預けたい家庭に対しては、保育サービスを提供できる体制を、また、家庭で保育することを希望する家庭には、その支援策の拡充が必要です。待機児童対策と併せて子育て支援の充実に努めます。

(4) 今後の取り組み

- ア 令和4年度より実施した一時預かりクーポン券の普及のほか、令和5年度から保育の入園要件の緩和、入園予約制度の導入を実施します。
- イ 認定こども園化について、積極的に取り組みます。
- ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、各家庭の子育てニーズの把握に努めます。

<基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実>

1 利用者支援事業（母子保健型）

母子保健コーディネーターの人数(人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
実績(B)	1（専任）	1（専任）	-	-	-
差(B)-(A)	0	0	-	-	-

(1) これまでの取組み

- ア 平成28年度から兼任の保健師を1名、平成29年度から専任の保健師を1名、母子保健コーディネーターとして配置することにより、切れ目のない支援体制を構築し、専門的な見地から相談支援を行っています。
- イ 子育てコンシェルジュ（基本型）と連携し、子育て世代包括支援センター（子ども子育て安心ルーム）を実施しています。
- ウ 若年出産、高齢初産、精神疾患を抱える母親等のハイリスク妊婦が増加しているため、医療機関等との連携により、支援の必要な妊産婦の情報共有を行い、適切な支援につなげました。

(2) 今後の課題

- ア 地域で安心して出産・子育てができるように、地区担当保健師が、妊娠期からの切れ目のない身近な支援者として、地区を拠点とした支援体制の構築をすすめる必要があります。
- イ こども部と連携した子育て支援体制の強化も必要と考えます。

(3) 量の見込方法及び新たな確保方策について

母子保健コーディネーターの人数(人)

区分	令和5年度(当初)	令和5年度(修正後)	令和6年度(当初)	令和6年度(修正後)
量の見込み(増減)	1	1(±0)	1	1(±0)
確保方策(増減)	1	1(±0)	1	1(±0)

専任の保健師を1名母子保健コーディネーターとして配置しています。外部関係機関の窓口、健康づくり課内の司令塔の役割を果たし、切れ目のない支援体制を構築しています。

また、35地区に1名ずつ配置されている地区担当保健師も、母子保健コーディネーターの役割を担っています。当初見込んだ量と比べ、大きな乖離はないため、現状を維持したうえで、見直しは行わないこととします。

(4) 今後の取組み

- ア 子育て世代包括支援センター（子ども子育て安心ルーム）で、子育てコンシェルジュと連携し、引き続き、部局横断による妊娠期から切れ目のない支援体制を継続していきます。
- イ 妊娠期からの児童虐待防止対策として、支援の必要な妊婦や産後うつへの対応を強化します。併せて、ハイリスク妊婦の早期対応を行います。
- ウ 地区担当保健師がより身近な支援者として活動するため、地区を拠点とした子育て支援体制の整備を図ります。

2 利用者支援事業（基本型）

子育てコンシェルジュの人数（人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5
実績(B)	5	5	—	—	—
差(B)-(A)	0	0	—	—	—

(1) これまでの取組み

- ア 平成28年10月からこどもプラザ（筑摩）で子育て世代包括支援センター（子ども子育て安心ルーム）を開設し、こどもプラザ4館に段階的に子育てコンシェルジュ1名ずつ配置しており、保育課に保育コンシェルジュ1名を配置しました。
- イ 母子保健コーディネーター（母子保健型）や保育コンシェルジュと連携し、妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援体制の強化を図っています。

(2) 今後の課題

- ア 相談業務のより一層の充実を目指し、子育てコンシェルジュの増員や活用が必要です。
- イ 子育てコンシェルジュと母子保健コーディネーターとのより効果的な連携方法や相談業務の充実についての検討が必要です。
- ウ 土日相談の機会などを設け、子育て家庭がより身近で利用しやすい方法の検討が必要です。

(3) 量の見込方法及び新たな確保方策について

子育てコンシェルジュの人数（人）

区分	令和5年度(当初)	令和5年度(修正後)	令和6年度(当初)	令和6年度(修正後)
量の見込み(増減)	5	5(±0)	5	5(±0)
確保方策(増減)	5	5(±0)	5	5(±0)

量の見込み及び確保方策の数値は、当初見込んだ数値と乖離がないため、見直しは行わないこととします。

(4) 今後の取組み

実施箇所数の増設等も含めて検討していきます。

3 地域子育て支援拠点事業

(人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	65,010	65,895	64,508	59,099	57,467
確保方策	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
実績(B)	52,796	53,626	—	—	—
差(B)-(A)	▲ 12,214	▲ 12,269	—	—	—

* 主に未就園の乳幼児とその保護者が利用する施設ですが、計画策定時に0～2歳の乳幼児の延べ利用者数で量の見込みを算出しているため、実績値も0～2歳の乳幼児の延べ利用者数としました。

(1) これまでの取組み

ア 子育て支援センターとして平成12年度にこどもプラザ（筑摩）を開設し、現在4館で運営しています。

イ より身近な地域での子育て支援策を充実するため、未就園児とその保護者を対象とする「つどいの広場事業」を児童館・児童センターを活用し、21か所で実施しています。

(2) 今後の課題

ア 子育て支援センター（こどもプラザ・つどいの広場事業）などの場に行くことができない母親等の支援策の検討が必要です。

イ 母親の育児負担軽減策及び父親の育児参加を促す施策として、土日開館や地域子育て拠点事業について検討する必要があります。

(3) 量の見込方法及び新たな確保方策について

(人/年)

区分	令和5年度(当初)	令和5年度(修正後)	令和6年度(当初)	令和6年度(修正後)
量の見込み(増減)	59,099	42,764 (-16,135)	57,467	43,448 (-14,019)
確保方策(増減)	70,000	70,000	70,000	70,000

* 0～2歳の乳幼児の延べ利用者数で量の見込を算出しています。

ア 本計画策定時に、芳川児童センター「なんぶ すくすく」の開設時間延長に伴う0～2歳の利用者数の増及び年齢別児童数の推移を考慮し、計画を策定しましたが、延べ利用者数の実績に伴い、量の見込を修正することとするものです。

イ 量の見込は、直近の伸び率に応じて（過去2カ年の伸び率の平均は0.893であるが、令和6年度は、直近の最大伸び率1.016を乗じて）算出したものです。

(4) 今後の取組み

子育て世帯の孤立化を防ぐため、母親の妊娠期から「子ども子育て安心ルーム」（子育て世代包括支援センター）の周知を行うとともに、子育て支援拠点施設（こどもプラザ・つどいの広場事業）の周知を行い、安心して子育てができる環境について、より一層の周知を行います。

併せて、こんにちは赤ちゃん事業訪問時のチラシ配布や健診時等にも積極的な周知を行います。

4 妊婦健康診査

妊娠届出対応数（人／年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,890	1,859	1,753	1,701	1,768
確保方策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
実績(B)	1,577	1,696	—	—	—
差(B)-(A)	▲ 313	▲ 163			

(1) これまでの取組み

- ア 妊娠届を提出した妊婦全員が必要な健診を受診できました。
- イ 受診券交付を健康づくり課で行うことにより、保健師による面談・相談を全員に実施し、妊娠期からの関わりによって早期からの対応を実施しました。
- ウ 医療機関との連携により、支援の必要な妊婦の情報共有を行い、適切な支援につなげました。

(2) 今後の課題

若年出産、高齢初産、疾患を抱える母親等のハイリスク妊婦が増加しているため、早期の対応ができる支援体制の構築が必要です。

(3) 量の見込方法及び新たな確保方策について

妊娠届出対応数（人／年）

区分	令和5年度(当初)	令和5年度(修正後)	令和6年度(当初)	令和6年度(修正後)
量の見込み(増減)	1,701	1,701(±0)	1,768	1,768(±0)
確保方策(増減)	2,000	2,000(±0)	2,000	2,000(±0)

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していますが、妊娠届出者は、年間1,700人前後で推移しており、当初見込んだ量と比べ、大きな乖離はないため、見直しは行わないこととします。

(4) 今後の取組み

これまでの取組みを継続するとともに、妊娠届提出時に妊婦健診の受診についての丁寧な説明や案内を行い、全員が受診することを目指します。

5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

（人／年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,933	1,846	1,871	1,635	1,766
確保方策	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
実績(B)	1,679	1,530	－	－	－
差(B)-(A)	▲ 254	▲ 316	－	－	－

(1) これまでの取組み

ア 生後4か月までの乳児のいる全家庭を、各地区の民生・児童員及び主任児童委員がプレゼント（木製スプーン）を持って訪問しています。

イ 子育て支援に関する情報提供や、お母さんやお子さんに関する色々な悩みを聞き、必要な場合は適切なサービスに結びつけることにより乳児家庭の孤立を防ぐなどの支援をしています。

ウ 令和2年度、3年度については、新型コロナウイルス感染症対策として、訪問を一時中止し、訪問時の配布物を郵送するなどして事業を継続していました。

(2) 今後の課題

民生委員・児童委員や主任児童委員の訪問については、状況に応じた配布方法等を検討する必要があります。

(3) 量の見込方法及び新たな確保方策について

（人／年）

区分	令和5年度（当初）	令和5年度（修正後）	令和6年度（当初）	令和6年度（修正後）
量の見込み（増減）	1,635	1,635（±0）	1,766	1,766（±0）
確保方策（増減）	2,100	2,100（±0）	2,100	2,100（±0）

実績値に対し、量の見込みに10%以上の差がありますが、コロナ禍の影響等の可能性もあり、また、人口定常化などの市の総合戦略に基づく諸政策により、今後の予測が難しいことから見直しは、行わないこととします。

(4) 今後の取組み

様々な媒体を活用した取組の周知を検討します。

6 養育支援訪問事業

(人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	144	144	144	144	144
確保方策	144	144	144	144	144
実績(B)	92	95	—	—	—
差(B)-(A)	▲ 52	▲ 49	—	—	—

(1) これまでの取組み

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、該当家庭への適切な支援をしています。

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染抑止の影響により、利用者数の制限を行ったため、実績が減少しました。

(2) 今後の課題

事業の活用が必要な家庭への支援を行うため、様々な機関等と連携しながら、量の確保を行う必要があります。

(3) 量の見込方法及び新たな確保方策について

(人/年)

区分	令和5年度(当初)	令和5年度(修正後)	令和6年度(当初)	令和6年度(修正後)
量の見込み(増減)	144	144 (±0)	144	144 (±0)
確保方策(増減)	144	144 (±0)	144	144 (±0)

新型コロナウイルス感染警戒レベルが引下げられるなど、利用が増加の可能性あることから、量の見込み及び確保方策の見直しは、行わないこととします。

(4) 今後の取組み

子育てガイドブックへの制度紹介などにより、必要な家庭への周知をすすめていきます。また、近隣市村や関係機関、施設等と協議し、実績の確保に努めます。

7 子育て短期支援事業（ショートステイ）

（人／年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	542	531	525	507	507
確保方策	550	550	550	550	550
実績(B)	63	118	—	—	—
差(B)-(A)	▲ 479	▲ 413	—	—	—

(1) これまでの取組み

ア 保護者の病気や出産、冠婚葬祭、看護等で子どもの世話ができない場合に、市内2か所の児童養護施設等（松本児童園・松本赤十字乳児院）で一時的に宿泊により預かっています。

イ 令和2年度、3年度は、施設側の受入れ中止期間もあったため実績が減少しました。

(2) 今後の課題

ア 家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化や利用が増加しており、利用理由の精査が必要です。

イ 一家庭が複数回利用することも多い事業であるため、必要な家庭に、必要な時にサービスを提供できるよう受入れ先の確保が必要です。

(3) 量の見込方法及び新たな確保方策について

（人日／年）

区分	令和5年度（当初）	令和5年度（修正後）	令和6年度（当初）	令和6年度（修正後）
量の見込み（増減）	507	507（±0）	507	507（±0）
確保方策（増減）	550	550（±0）	550	550（±0）

新型コロナウイルス感染警戒レベルが下げられるなどし、施設側が受入を再開している状況があることから、見直しは行わないこととします。

(4) 今後の取組み

子育てガイドブックへの制度紹介などにより、必要な家庭への周知をすすめていきます。市内2か所の受入れだけでなく、様々な方策を検討します。

8 ファミリー・サポート・センター事業

(人/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	量の見込み(A)	5,324	5,568	5,813	6,057	6,301
	確保方策	6,000	6,250	6,500	6,750	7,000
	実績(B)	3,366	5,046	—	—	—
	差(B)-(A)	▲ 1,958	▲ 522	—	—	—
未就学	量の見込み(A)	4,165	4,385	4,605	4,825	5,046
	確保方策	4,500	4,750	5,000	5,250	5,500
	実績(B)	1,864	3,453	—	—	—
	差(B)-(A)	▲ 2,301	▲ 932	—	—	—
小学生	量の見込み(A)	1,159	1,183	1,207	1,231	1,256
	確保方策	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	実績(B)	1,502	1,593	—	—	—
	差(B)-(A)	343	410	—	—	—

* ファミリーサポートセンター事業の延べ利用者数及び子育てサポーター訪問事業の延べ利用者数を合算して算出しています。

(1) これまでの取組み

ア 0～15歳の子どもを持つ保護者を対象に、子育ての支援を受けることを希望する者と、子育ての援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業で、平成8年度から実施しています。

イ 令和3年度は0歳から3歳の子どもがいる世帯に子育て世帯応援券を配付しました。

(2) 今後の課題

ア 利用者数は増加傾向にあり、今後も増加すると予想されることから、要望件数に対応できるよう協力会員の確保に取り組む必要があります。

イ 安全に子どもを預かるための「子育てサポーター養成講座」の受講を促すとともに、スキルアップのための研修会を継続して実施する必要があります。

(3) 量の見込方法及び新たな確保方策について

(人/年)

区分	令和5年度(当初)	令和5年度(修正後)	令和6年度(当初)	令和6年度(修正後)
量の見込み(増減)	6,057	5,449 (▲608)	6,301	5,884 (▲417)
確保方策(増減)	6,750	6,750 (±0)	7,000	7,000 (±0)

* ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用者数及び子育てサポーター訪問事業の延べ利用者数を合算して算出しています。

ア 量の見込は、実績及び直近の伸び率等を考慮し、下方修正したものです。

(伸び率はコロナの影響のない平成26年度から平成28年度の伸び率平均(1.08)を乗じて修正したものです。)

イ 確保方策の数値は、見直しは行わないこととします。

(4) 今後の取組み

協力会員確保のための取組みとして、「広報まつもと」への記事掲載や各地区の地域づくりセンターでのポスター掲示、子育てイベントでの周知を継続して実施していきます。

9 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育）

（人/年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	53,521	53,521	53,521	53,521	53,521
確保方策	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
実績 (B)	27,853	32,721	—	—	—
差 (B)－(A)	▲ 25,668	▲ 20,800	—	—	—

* 幼稚園における一時預かり事業は、保育園における延長保育の意味合いのものとし、一時的に預かる事業とを合わせた事業となります。公立幼稚園では前者の事業しか実施していません。

(1) これまでの取組み

私立幼稚園、認定こども園、公立幼稚園で一時預かり事業を実施しており、事業実施園が認定こども園への移行を行った施設等が増加し、現在、公立私立、合わせて計23園で実施しています。

(2) 今後の課題

新型コロナウイルス感染症の影響があると考えます。幼稚園型一時預かりの需要については、今後の推移を確認する必要があります。

(3) 量の見込み方法及び新たな確保方策について

（人/年）

区分	令和5年度(当初)	令和5年度(修正後)	令和6年度(当初)	令和6年度(修正後)
量の見込み(増減)	53,521	53,521 (±0)	53,521	53,521 (±0)
確保方策(増減)	55,000	55,000 (±0)	55,000	55,000 (±0)

ア 量の見込みについては、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した可能性もあるため、修正は行いません。

イ 確保方策についても、在園児向け事業であることから修正は行わないこととします。

(4) 今後の取組み

引き続き、安定的な事業継続に取り組めます。

10 一時預かり事業（保育園における一時預かり）

(人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	11,153	10,492	9,831	9,170	8,509
確保方策	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
実績(B)	13,237	12,412	—	—	—
差(B)-(A)	2,084	1,920	—	—	—

(1) これまでの取組み

保育士不足のため一時保育担当の保育士確保が難しい状況ですが、専任担当の配置を行ってきました。

(2) 今後の課題

園により、また時期的に、定員を上回る申込みがあります。

(3) 量の見込方法及び新たな確保方策について

(人/年)

区分	令和5年度(当初)	令和5年度(修正後)	令和6年度(当初)	令和6年度(修正後)
量の見込み(増減)	9,170	12,000 (+2,830)	8,509	12,000 (+3,491)
確保方策(増減)	12,000	12,000 (±0)	12,000	12,000 (±0)

量の見込みが、計画策定時のより多い状況のため確保方策と同数へ上方修正します。ただし、時期的に利用希望者が定員を上回る場合もありますが、確保方策の修正は行わないこととします。

(4) 今後の取組み

安定した一時保育が提供できるよう、引き続き事業を行っていきます。

1 1 延長保育事業

(人/月)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	793	774	756	737	718
確保方策	850	850	850	850	850
実績 (B)	922	881	—	—	—
差 (B) - (A)	129	107	—	—	—

(1) これまでの取組み

保育園在園者に対する事業提供であるため、必要量の提供は問題なく行われてい

ます。

(2) 今後の課題

ア 延長保育については、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）を超えた分の預かり事業を延長保育と呼んでいます。

イ 保育料について、松本市では独自の軽減策を講じているため、本来保育標準時間（11時間）に該当するが保育短時間に延長保育を利用したほうが、保育料が安くなる場合があるため、正確な量の見込みは困難です。

(3) 量の見込方法及び新たな確保方策について

(人/月)

区分	令和5年度(当初)	令和5年度(修正後)	令和6年度(当初)	令和6年度(修正後)
量の見込み(増減)	737	812 (+75)	718	780 (+62)
確保方策(増減)	850	850 (±0)	850	850 (±0)

ア 量の見込みについては、当初見込んでいた量よりも上回る状況のため、上方修正を行います。修正値は、令和2年度実績から令和3年度実績への減少割合で推計しました。

イ 確保方策については、現状のまま問題なく確保が可能となりますので、見直しは行わないこととします。

(4) 今後の取組み

延長保育事業の安定的な運営に継続して取り組みます。

1 2 病児・病後児保育事業

(人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	3,359	3,742	4,124	4,507	4,889
確保方策	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
実績(B)	892	2,037	—	—	—
差(B)-(A)	▲ 2,467	▲ 1,705	—	—	—

* 病児保育事業（4か所）、病後児保育事業（2か所）、ファミリー・サポート・センター事業及び子育て、サポーター訪問事業での病児の預かりの延べ利用者数を合算して算出しています。

(1) これまでの取組み

ア 病後児保育事業を市内2か所で実施しています。

（平成12年度～こどもプラザ（筑摩）、平成20年度～南郷こどもプラザ）

イ 病児保育事業を市内4か所で実施しています。

（平成20年度～ 相澤病院【定員：4名】、

平成23年度～ 梓川診療所【定員：8名】

平成30年度～ 丸の内病院【定員：10名】

まつもと医療センター【定員：6名】）

ウ ファミリー・サポート・センター事業でも病児の預かりを行っています。

(2) 今後の課題

ア 病児保育利用時の発熱等のお子さん（新型コロナウイルス感染症の影響により）を安心して預けられるよう、受け入れ側の対応の整理を行う必要があります。

イ 共働き世帯等の保護者が、就労と子育てを両立できる環境整備が必要です。

(3) 量の見込方法及び新たな確保方策について

(人/年)

区分	令和5年度(当初)	令和5年度(修正後)	令和6年度(当初)	令和6年度(修正後)
量の見込み(増減)	4,507	3,437 (-1,034)	4,889	4,515 (-1,368)
確保方策(増減)	7,000	7,000 (±0)	7,000	7,000 (±0)

* 病児保育事業（4か所）、病後児保育事業（2か所）、ファミリー・サポート・センター事業及び子育てサポーター訪問事業での病児の預かりの延べ利用者数を合算して算出しています。

ア 量の見込は、病児保育事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業及び子育てサポーター訪問事業の病児の預かりの実績（前年度の実績×1.3）により算出したものです。

イ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度の約3割の利用者数となりましたが、令和3年度から利用者数が増加しているため、確保方策の見直しは行わないこととします。

(4) 今後の取組み

共働き世帯の増加や就労形態の多様化などの家庭環境の変化に対応し、安心して子育てできる施策として積極的な周知を行います。

1.3 放課後児童健全育成事業

(人/月)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	公営	民営	公営	民営	公営	民営	公営	民営	公営	民営
量の見込み(A)	3,252	386	3,363	401	3,482	414	3,602	431	3,729	446
確保方策	4,150	550	4,150	550	4,150	550	4,150	550	4,150	550
実績(B)	2,884	358	2,927	320	-	-	-	-	-	-
差(B)-(A)	▲ 368	▲ 28	▲ 436	▲ 81	-	-	-	-	-	-

(1) これまでの取組み

- ア 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を推進しています。
- イ 児童福祉法の改正により、児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、条例により基準を定めています。

(2) 今後の課題

- ア 児童数は減少傾向にありますが、母親の就労率上昇に伴い、放課後留守家庭となる児童数は、増加しています。施設によっては、長期休暇期間中などの一時的な狭隘化が発生しており、そのための対策が必要です。
- イ 老朽化している施設（公営・民営）の改築等が必要です。

(3) 量の見込方法及び新たな確保方策について

(人/月)

区分	令和5年度(当初)		令和5年度(修正後)		令和6年度(当初)		令和6年度(修正後)	
	公営	民営	公営	民営	公営	民営	公営	民営
量の見込み(増減)	3,602	431	3,602(±0)	431(±0)	3,729	446	3,729(±0)	446(±0)
確保方策(増減)	4,150	550	4,150(±0)	550(±0)	4,150	550	4,150(±0)	550(±0)

ア 量の見込みについて

量の見込み = 推計小学生児童数 × 登録率 (登録児童数 / 小学生児童数)

令和2年度、3年度の実績は見込みを下回っていますが、新型コロナウイルスの影響による減であるため量の見込みの見直しは行わないこととします。

イ 確保方策について

確保方策 = 事業専用面積 ÷ 1人当たりの基準面積 (1.65 m²/人)

÷ 継続率 (継続児童数 / 登録児童数)

※ 波田児童センタークラブ室の改築に伴い、面積は増加しましたが、同時に旧波田放課後児童クラブを解体したため、面積に大きな変動が生じなかったため、見直しは行わないものとします。

(4) 今後の取組み

- ア 継続児童数が受入可能な利用児童数を上回っている施設について、適切な対応を行います。
 - ① 施設増築等により対応
 - ② 他施設併用により対応
 - ③ 人員配置により対応
- イ 築40年を経過している木造施設について、対象児童数の推移を踏まえ改築等を検討します。

社会福祉審議会 児童福祉専門分科会資料2
5. 1. 13
こども部 保育課

教育・保育施設の施設類型の変更及び利用定員の設定について（協議）

1 趣旨

市内の教育・保育施設について、令和5年4月からの施設類型変更に係る申請がありました。施設類型変更を認可・認定すること、及び利用定員の設定について協議するものです。

2 対象施設

(1) 松本保育園（保育所 → 幼保連携型認定こども園）

(2) 松本やまびこ保育園（保育所 → 幼保連携型認定こども園）

(3) 白百合幼稚園（幼稚園 → 幼稚園型認定こども園）

※各施設の概要及び申請の審査状況は別紙のとおりです。

※「松本保育園」、「白百合幼稚園」は、認定こども園移行に当たり施設名称の変更を予定しています。

（変更後施設名称「信学会松本こども園」、「認定こども園 白百合幼稚園」）

3 変更時期

いずれの施設も、令和5年4月1日予定

4 認定こども園への移行について

認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設であり、保育の必要性の有無に関わらず利用が可能なことから、在園する子どもの継続利用に資するものです。

本市といたしましては、設置法人の運営方針を尊重するとともに、前述の理由からも、既存施設の認定こども園への移行を認めてまいりたいと考えます。

5 今後の手続きについて

本日ご審議いただいた内容をもとに、認定こども園としての認可・認定及び、利用定員に関する確認を進め、令和5年4月より各園が認定こども園としての運営を開始できるよう、手続きを進めてまいります。

重層的支援体制構築に係る他機関協働及び生活支援のあり方について

1 趣旨

「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮」など縦割りの制度や分野を超え、切れ目ない支援体制（重層的支援体制）を構築するにあたり、他機関協働及び生活支援のあり方について、社会福祉審議会から各専門分科会に審議を依頼されたものです。

これまで児童福祉専門分科会の会議内及び会議後に各委員からいただいた意見を反映し、答申として提出することについて協議をお願いするものです。

2 諮問事項

(1) 他機関協働のあり方

複雑化・複合化した困難な生活課題に対応するため、各分野における専門職・専門機関等との連携や支援等のあり方

(2) 生活支援のあり方

地域福祉活動や公民館活動を踏まえた住民の集う場づくりや支えあいとの関係づくりのあり方

3 児童福祉専門分科会での審議内容

(1) 他機関協働のあり方

ア 地区担当保健師の担う役割は大きいため、地区担当保健師の複数化や駐在化の推進を図ること。

イ 子どもや子育てに関わる庁内関係課や庁外の関係機関（教育機関も含む）が一体的な支援をできるよう連携できる仕組みづくりと必要としている人とのマッチング機能の充実を図ること。

ウ 関係者会議や当事者を含めた支援会議を開催し、情報共有するとともに課題を解決するための役割分担をしたうえで各機関が支援を行うこと。（リモートでの取組みも含む）

エ 外部との接触を断っている親子等に対しするサポートや健診等で心配な方がいた時のサポート体制整備と見守り体制を整備すること。

オ 支援を必要とする人をたらい回しにしない支援の仕組みづくりとその調整役を担う部署を設置すること。

(2) 生活支援のあり方について

- ア 支え手と受け手の関係性の固定化を避けた仕組みづくりを行うこと。
- イ 「外国籍の方」「高齢者」「障がい者（児）」「子ども」「生活困窮者」への情報提供の充実と支援の充実を図るため連携を強化すること。
- ウ 精神的に不安定な保護者等の支援について、いざという時に支援できるような見守り体制の構築を図ること。
- エ 食料品など日常生活に直結するような物が手に入る立ち寄り場所の開設や立ち寄り場所に行けない方への生活必需品の訪問配布を行うこと。
- オ 送迎サービス、タクシー利用券の配布など、交通支援サービスの充実を図ること。
- カ 異世代間(子どもと高齢者など)交流のできる仕組みづくりを図ること。

(3) その他

- ア コーディネーターを常駐し、サービスの調整や支援者とのつなぎ役となる仕組みづくりを行うこと。
- イ 有資格者、無資格者関係なく、様々な機関が連携し、相談者に寄り添えるような仕組みづくりを行うこと。